三六　電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令　一　73　九
三七　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　73　一一
三八　国勢調査施行規則の一部を改正する省令　一　特10　三一
三九　総務省組織規則の一部を改正する省令　一　特10　三七
四〇　総務省定員規則の一部を改正する省令　一　特10　三九
四一　電波法施行規則等の一部を改正する省令　七　78　一
四二　第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令　二一　89　一
四三　地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令　二五　93　三八
四四　電波法施行規則の一部を改正する省令　二五　93　五二
四五　電波法施行規則等の一部を改正する省令　三〇　96　二
〇総務省、法務省
一　戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令　二三　一
〇法務省
一六　破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令　一　73　二八
一七　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令　一　73　二八
一八　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　73　二九
一九　法務省組織規則の一部を改正する省令　一　特10　四〇
二〇　法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令　一　特10　四一
二一　刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則　一　特10　四四
二二　少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令　一　特10　五一
二三　保護観察所組織規則の一部を改正する省令　一　特10　五二
二四　入国者収容所組織規則の一部を改正する省令　一　特10　五三
二五　地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令　一　特10　五四
二六　公安調査庁組織規則の一部を改正する省令　一　特10　五六
二七　法務省定員規則の一部を改正する省令　一　特10　五七
二八　刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令　一　特10　五八
二九　警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令　一　特10　五八
三〇　出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令　一五　85　一
三一　国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令　一七　一
二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　73　三〇
〇外務省
八　研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令　一　73　三一
〃　九　80　一二
〇外務省、財務省
一〇　外務省組織規則の一部を改正する省令　一六　86　一三
一　独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令　一六　86　一三
〇財務省
三七　国債の発行等に関する省令及び物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令　一　五
三八　財務省組織規則の一部を改正する省令　一　73　三二
三九　株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令　一　73　三五
四〇　財務省定員規則の一部を改正する省令　一　特10　五八
四一　地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　特10　五九
四二　歳入徴収官事務規程及び電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令　七　一
四三　法人税法施行規則の一部を改正する省令　一四　84　一
四四　地方法人税法施行規則の一部を改正する省令　一四　84　四二
四五　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一四　84　四四
四六　防衛特別法人税に関する省令等の一部を改正する省令　一四　84　四七
四七　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部を改正する省令　一六　一
四八　出納官吏事務規程の一部を改正する省令　三〇　二
〇文部科学省
一一　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令　一　特10　五九
一二　国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令　一　特10　六二
一三　文部科学省定員規則の一部を改正する省令　一　特10　六二
一四　文部科学省組織規則の一部を改正する省令　一　特10　六二
〇厚生労働省
四九　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　特10　六三
五〇　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令　一　特10　六四